

「フリーランスに係る取引適正化のための法制度の方向性」への意見

令和4年9月27日

団体名・氏名	一般社団法人ソフトウェア協会 法務・知財委員会 委員長 杉本 淳一 (連絡担当：戸島／若生)
住所	〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-6 赤坂グレースビル
TEL	03-3560-8440
E-mail	gyoumu1@saj.or.jp

<意見内容>

1. 総論

- 「フリーランスの取引を適正化し、個人がフリーランスとして安定的に働くことのできる環境を整備する。」との趣旨には賛同するが、自由な契約や多様な働き方を可能とするという大きな流れを、色々な規則で縛られる様な新法であってはならない。
したがって、今回の環境の整備が個人と企業にとって、多様な働き方を可能とすることになることを切に希望する。
そのことから考えると、フリーランスと企業とが対等な立場で、お互いが認めた契約の余地も残す必要があるのと、この後に述べる様々な定義や明示化は、わかりやすい言葉でガイドライン等を作成し、Web サイトなどで、誰でも参照できて、容易に利用可能とすべきものであると考える。
- 法律及び下位法令による具体的な制度設計及び運用の場面において、フリーランスや発注者に過度の負担を発生させることになると、そもそもフリーランスへの発注控えが起こってしまい、上記趣旨の実現とは本末転倒になってしまう可能性があることには十分留意が必要である。
- 今回示されたフリーランスの定義に含まれる者は、多種多様なものが予想され、取引実態にも差があることが予想される。そのようなそれぞれの個別実態も十分に加味された、実効性のある法体系と運用を確保することが必要不可欠である。その意味で、まず本件の官側の体制がどうなるのかどこが所管するのかを明らかにしてほしい。また、フリーランスに関わる種々の団体、発注者側の団体と所管担当部署との協議や意見交換の枠組みなどの仕組化も検討してほしい。

- 各省庁において、所管業界における取引慣行の必要な是正に向けて、今回法律ができたことを受けて何をしていくのか（対応した会社の好事例の紹介を含む）ということも、政府全体としてフォローアップしていく体制が必要である。
- 「フリーランスの取引を適正化し、個人がフリーランスとして安定的に働くことのできる環境」という意味では、取引適正化だけでなく、社会保障制度等のあり方について政府全体で総合的に検討を進め、自助共助公助のバランスの取れた環境を構築していくことを要望する。

2. 個別論点

(1)フリーランスや業務委託の定義等について

- 「他人を使用している」「していない」のメルクマールを明らかにしてほしい(パートの扱いを含む)。フリーランスの要保護性の観点から、使用の線引きをどこに置くのが適切なのかと合わせてご教示いただきたい。
- 業務委託の定義を明らかにしてほしい。民法の契約類型での用語との関係を含めて整理いただき、ご教示いただきたい。
- 世帯の共助の関係等から、従来より家族等をいわゆる専従者として業務遂行に協力してもらったケースがあるが、このようなものまで法案の規律の対象にするのか疑義があるが、その点につき対象になるのかならないのかご教示いただきたい。

(2)電磁的記録の提供

- リモートワークや多様な働き方が進む中では、多様なデジタルツールの活用が認められることが発注者及びフリーランス双方にとって実効性が高いものとなるので、デジタルツールの利用を前提に解釈運用をしていただきたい。

(3)業務委託の際の記載事項

内容と理解すればよいか。

- 「出産・育児・介護との両立への配慮」は一定期間以上の継続的な関係に限っているが、限定している理由を念のためご教示いただきたい。また、一定期間の具体的な数値や継続関係のメルクマールとその理由をご教示いただきたい。また、委託する業務の内容によっては納期の問題など制約要因があり発注者側に配慮といっても一定の限界は発生しうると考えられるが、本人が認めた以外に想定している内容をご教示いただきたい。

(8)違反した場合の対応等

- 行政罰、刑事罰が想定されているかご教示いただきたい。

(9)その他

- 他人を使用しない事業者が、フリーランスに対して業務委託を行うときには、どこの規制がわかり、どこの規制はかからないのか不分明なので明らかにしてほしい。「※ ①については、他人を使用しない事業者が、フリーランスに対して業務委託を行うときも同様とする。」という表現があるため、①以外についてはどういう扱いなのかが明らかでない。

以上